
○議長（我孫子洋昌君） ただいまから、令和 7 年下川町議会定例会 5 月臨時会議を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、全員の 7 人です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会議の会議録署名議員は、下川町議会会議条例第 123 条の規定により、
1 番 桜木 誠 議員及び 2 番 奥崎裕子 議員を指名いたします。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 2 「委員会報告」

議会の運営について、議会運営委員長から報告をいただきます。

大西 功 議会運営委員長。

○議会運営委員長（大西 功君） 令和 7 年下川町議会定例会 5 月臨時会議の運営について、本日開催いたしました議会運営委員会の審議結果を御報告いたします。

本日は、今定例会の会期及び本会議の日程並びに 5 月臨時会議に提案される議案等の審査要領等について審査を行いました。

最初に、今定例会の会期は、下川町議会会議条例第 5 条の規定により、本日から令和 8 年 4 月 30 日までの 365 日間とし、定例会議として再開する本会議の日程につきましては、お手元の日程表のとおり予定することといたしました。

次に、5 月臨時会議の提案予定事項については、町長提案 10 件で、内容は、行政報告 3 件、一般議案 2 件、補正予算 1 件、専決処分報告 3 件、報告 1 件でありました。

また、議会提案は 3 件で、内容は、委員会報告 1 件、会期の決定 1 件、議長発議 1 件であります。

これらの状況を考慮し、5 月臨時会議の本会議については、本日 1 日とすることといたしました。

次に、提案議案等の審議要領についてですが、本日提案される、町長案件 10 件、議会提案 3 件、合わせて 13 件につきましては、いずれも本会議において報告、審議を行うことといたしました。

以上、議会運営委員会における審議結果報告といたします。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま報告がありましたが、委員長の報告のとおり、5 月臨時会議の審議を要する期間について、本日 1 日限りとすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 異議なしと認め、5 月臨時会議の本会議の審議を要する期間

は、本日 1 日限りといたします。

以上で委員会報告を終わります。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 3 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、下川町議会会議条例第 5 条の規定により、本日から令和 8 年 4 月 30 日までの 365 日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日から令和 8 年 4 月 30 日までの 365 日間とすることに決定いたしました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 4 「諸般の報告」を行います。

報告事項は、お手元に配布しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 5 「行政報告」を行います。

町長。

○町長（田村泰司君） 行政報告を述べさせていただく前に、開会に当たりまして御挨拶を申し上げます。

本日、令和 7 年議会定例会 5 月臨時会議の御案内をさせていただきましたところ、時節柄大変御多用中にもかかわらず、全員の御出席を賜りましたことに、心から感謝を申し上げます。

本臨時会議に提案いたします案件は、財産取得に係る議案 1 件、予算案件 1 件、単行案件 1 件、報告 4 件のほか、行政報告 3 件を報告させていただきます。

それでは、3 月 10 日に発生した水道管亀裂による断水について、御報告を申し上げます。

まずは、公共インフラの損傷により、日常生活に大きな影響を与えましたこと、また、議員各位、町民の皆さまに多大なる御心配、御迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

このたびの漏水につきましては、西町の国道 239 号付近において、昭和 57 年に布設された水道管（口径 150 mm の塩化ビニール管）の下部に約 3m の亀裂が入ったことによるもので、3 月 10 日から 13 日までの 4 日間、町内広域において、約 1,500 世帯が断水となりました。

経過を申し上げますと、3 月 10 日午前 10 時 30 分頃、浄水場で異常流量を検知し、市街地の一部において、断水、水圧の低下及び赤水の発生が確認されました。

水道管の漏水の可能性があると見て、町民生活課職員により道路などの目視点検を実施しましたが、漏水箇所の特定に至らず、本格的な漏水調査のため、同日午後 5 時 15 分から、町内の 9 割に当たる約 1,500 世帯への配水を停止しました。

同日午後 11 時頃から、町委託事業者等の協力により漏水調査を実施しましたが、配水池の水量不足により漏水箇所の特定が難航したため、翌 11 日には配水池に水を溜め、流量を確保して調査を進め、12 日午前 4 時に漏水箇所を特定、同日午前 9 時 45 分から水道管の交換工事に着手しました。

水道管の交換工事に当たっては、雨水桝や電柱などの支障物件などにより作業が難航したことや、関係機関等の調整に時間を要しましたが、近隣市町村の人的支援等もあり、同日午後 11 時に作業が完了し、翌 13 日には西町及び上名寄地区における排泥作業を終え、同日午後 7 時に全地区の断水解除としたものであります。

応急給水、復旧作業の対応に当たっては、北海道開発局、北海道、上川町村会、近隣市町村、消防などの関係機関をはじめ、町内外の事業者の皆さまから、人的支援、飲料水等の提供など、多くの御支援、御協力を頂きましたことに感謝を申し上げます。

また、このたびの復旧費用につきましては、令和 7 年 3 月 31 日付け専決処分にて、補正予算対応をさせていただいたところであり、今臨時会議において御報告させていただきたく存じます。

今後このようなことがないよう、水道施設の計画的な更新を進めるとともに、今回の事案を教訓に、安全で安心な水道水の供給に取り組んでまいりますので、議員各位、町民の皆さまの御理解を賜りますようお願い申し上げ、行政報告といたします。

次に、下川町立特別養護老人ホーム「あけぼの園」等の業務における公文書の漏えいについて、御報告申し上げます。

本件は、令和 7 年 3 月 19 日、町民の方から役場へ、御自身の所有地付近に、町内施設利用者に関係する内容が記載されている書類が投棄しているとの連絡があり、208 枚の書類を回収し内容を確認したところ、あけぼの園、デイサービスセンター、居宅介護支援事業所及び生活支援ハウス利用者、合わせて 92 名分の要介護認定情報や生活状況等の個人情報記載されている施設内部会議資料等が 32 枚あり、その他、あけぼの園に勤務する 20 代男性の会計年度任用職員の個人文書が確認されました。

その後、当該会計年度任用職員への聞き取りにより、本来禁止されている施設外へ書類を持ち出し、廃棄に困って、自身で町内北町地区の町道へ投棄した事実が発覚し、書類を発見した町民の方に施設利用者の個人情報を漏えいさせたものであります。

本件の緊急対応として、投棄場所付近の広域の書類検索、対象者及び関係者への経過説明及び謝罪、3 月 27 日に利用者家族等への説明会の実施、4 月 3 日に町ホームページでの公表を行ったほか、内閣府独立行政機関である個人情報保護委員会及び北海道への報告を行い、4 月 11 日に上川総合振興局及び町保健福祉課による施設への監査を受けております。また、不法投棄に該当する可能性があることから、名寄警察署へ通報しております。なお、現在のところ、本件による二次被害等は確認されておられません。

当該会計年度任用職員については、本件により勤務成績不良と判断し、令和 7 年度の任用を継続しないこととしましたので、令和 7 年 3 月 31 日付けで雇用期間満了となっております。

また、管理監督責任者である園長及び主幹職の２名に対し、訓告の措置を講じております。

今後の再発防止に向けた取り組みとして、「施設会議において、施設理念、運営方針及び倫理、関係法令等について都度確認を行い、職員意識の共有化と向上を図る。」「個人情報保護に関する研修を年１回実施し、情報文書等の取り扱い、守秘義務の確認を行い、個人情報保護意識の徹底を図る。」「施設内部文書やデータ等の個人情報を施設外への持ち出し厳禁を徹底し、業務上必要な場合においても責任者への確認許可の下で管理を行い、外部漏えいとなる原因を作らない。」「会議等で使用した文書については、会議後の速やかな回収と適正な処分を図り、漏えいを防止する。」などの対策を徹底してまいります。

このたびの個人情報漏えいは、本町の介護サービスへの信頼を損なう重大な問題であり、施設利用者並びに利用者御家族の皆さま、住民の皆さまに多大なる御心配をおかけし、深くお詫びを申し上げます。

今後とも再発防止と信頼回復に向け、真摯に向き合い、誠実に取り組んでまいりますので、議員各位、町民の皆さまの御理解をお願い申し上げ、行政報告といたします。

次に、地域活性化起業人派遣に関する基本協定書の締結について、御報告申し上げます。

地域活性化起業人は、三大都市圏などに所在する企業と地方圏の地方自治体が、協定書に基づき、社員を地方自治体に派遣し、社員の専門的なノウハウや知見をいかしながら、即戦力人材として業務に従事することで、地域活性化を図る制度であります。

このたび、五味温泉の運営に関わっていただく人材派遣として、「株式会社オズコンサルタント」と御縁を頂き、去る４月７日、地域活性化起業人派遣に関する基本協定書を締結し、６月には社員の派遣をしていただく予定であります。

「株式会社オズコンサルタント」は、ホテルや旅館といった宿泊業全般について専門的なノウハウや知見を有し、道内の公共温泉などにおける経営改善に高い実績がございます。

現在、五味温泉では、指定管理者であります「一般財団法人下川町ふるさと開発振興公社」において、経営改善計画を策定し、各部門における経営改善の具体的な取り組みに御尽力いただいているところですが、今回の協定締結による人材派遣により、その経営改善に向けた後押しになるものと確信しているところであります。

町といたしましても、今後、「株式会社オズコンサルタント」や「一般財団法人下川町ふるさと開発振興公社」との連携を密にしながら、五味温泉の経営改善に取り組むとともに、今まで以上に魅力あふれる温泉施設となるよう決意を申し上げ、行政報告といたします。

○議長（我孫子洋昌君） 以上で行政報告を終わります。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第６ 議案第１号「議会の議決に付すべき財産の取得について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 1 号 議会の議決に付すべき財産の取得について、提案理由を申し上げます。

本案は、予定価格が 700 万円以上となった契約につきまして、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

本財産の取得につきましては、国が進める自治体情報システムの標準化・共通化に対応するために推奨される仕様を満たす必要があることから、「デスクトップパソコン」60 台を導入するほか、ネットワーク上のパソコン、プリンタなどを集中管理、共有する「資産管理・AD サーバ」等機器を購入するものであります。

入札の経過につきましては、下川町物品購入検討委員会規程に基づき、4 月 10 日に開催しました物品購入検討委員会におきまして、本物件の購入指名業者について審議し、物品の内容等を勘案して、3 者を指名することに決定し、1 者が辞退を申し出たため、2 者で 4 月 23 日に指名競争入札を行ったところであります。

入札の結果、契約の相手方は「中央コンピューターサービス株式会社札幌支社」で、契約金額は 1,980 万円に決定したものです。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま提案理由の説明がありました、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

1 番 桜木 誠 議員。

○1 番（桜木 誠君） 私の方から、2 点ほど確認をさせていただきたいと思います。

ただいま町長の方から議案第 1 号 議会の議決に付すべき財産の取得についてということで、今回購入されるパソコンやプリンタなど、国が進める自治体情報システムの標準化・共通化に対応するためという提案理由が示されましたが、その自治体情報システムの標準化・共通化…できれば具体的にどのようなものをいうのか、何かその例を示していただくと、よく分かりやすいかなというふうに思いました。

それと、購入するデスクトップパソコン…これの例えば配分ですね、総務企画課に集中的に…多く配分するのか、それとも、例えばそのほかに…福祉医療関係の施設にも配分するのか、台数まではよろしいので、どのような配分になるのか。

その 2 点について、お答えをいただきたいと思います。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

山本総務企画課長。

○総務企画課長（山本敏夫君） お答えさせていただきます。システムの標準化・共通

化の具体的な内容につきましては、番号利用系のシステムになってございまして、主に窓口業務の関係でございまして。福祉関係の窓口の手續に必要な関係とか、あとは税の関係とか、選挙のシステム、そういったものが含まれているものでございまして。

それぞれ、総務企画課の方で一括して購入をいたしますけれども、配分につきましては、それぞれの担当の窓口の配置をしておりますところに設置をするというところでございます、申し訳ございません…個々に台数までは…今手元にありませんので、御了承いただきたいと思います。

○議長（我孫子洋昌君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 1 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 1 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 7 議案第 2 号「下川町多目的宿泊交流施設の指定管理者の指定について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 2 号 下川町多目的宿泊交流施設の指定管理者の指定について、提案理由を申し上げます。

本案は、公の施設の管理運営を指定管理により行うものであり、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本施設につきましては、本年4月から「Grate Inc（グレート インク）」を指定管理者として管理運営を行ってまいりましたが、同団体は、本年3月13日に「株式会社Grate Inc（グレート インク）」を設立しており、このたび、法人化の手續の全てを終えた旨、申し出がありましたことから、同社を指定管理者とするものでございます。

指定管理の期間は、前契約の残期間として、令和7年6月1日から令和12年3月31日までの4年10か月間とするものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしく申し上げます。

○議長（我孫子洋昌君） 山本総務企画課長。

○総務企画課長（山本敏夫君） それでは、御手元の議案第2号説明資料「下川町指定管理者候補者の選定に係る選定書」に基づきまして、選定の経過、理由を御説明させていただきます。

まず、2ページでございます。

1番目の「指定管理者候補者選定の経過」でございまして、指定管理者の変更に係る書類の受付を令和7年4月14日にしてございます。

申込資格等の確認につきましては、担当課で確認をいたしまして、第1回選定委員会の開催を4月21日、第2回選定委員会の開催を4月28日にしてきたところでございます。

2番目の「審査方法、審査基準及び配点について」は、審査方法につきましては、令和6年度の公募による指定管理者の指定の決定手続によりまして、令和7年度から5年間の指定管理者の指定を受けた団体が、事業内容に変更はなく、法人格を得たことによる指定管理者の変更であることから、このたびは、公募によらない指定管理者の変更に係る候補者の選定として、提出された申込書等の書類審査を行ったところでございます。

審査基準につきましては、条例第4条各号に定める基準…表にある基準でございますけれども、その選定基準項目ごとにそれぞれの配点を決定したところでございます。

審査配点につきましては、選定委員が全員で7名おりまして、対象施設の所管の所属長を除いた6人の選定委員で、100点満点で採点し、応募団体を600点満点で評価することとしたところでございます。総配点数の7割以上となった場合に指定管理者として期待のできる提案をした者であるとし、指定管理者候補者の適任者とするところといたしましたところでございます。

3番目の「審査経過」でございますけれども、採点の結果といたしましては、総配点数の7割以上となりまして、指定管理者候補者の適任者としたところでございます。

4ページでございます。(2)の「公募によらない理由及び選定理由」でございまして、現在のところ指定管理いただいております団体「Grate Inc（グレート インク）」でございますけれども、今回の申込みにつきましては、事業内容に変更なく、「株

株式会社G r a t e I n c（グレート インク）」として、法人格を得たことによる指定管理者の変更を行うものでございます。

法人化することによりまして、法律上の行為について権利義務の主体となり、組織としての社会的信頼性が増すものであると考えます。

団体から引き続き指定管理運営業務を行うことが当該施設の設置目的を効率的かつ効果的に達成し、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことが相当程度期待できると考えるところでございます。

「株式会社G r a t e I n c（グレート インク）」につきましては、町内外の消費者に安全安心で良質な食生活の提供、通学困難な生徒の共同生活を支え、食を通した心身の健全な育成を図ることを目的に設立された団体「G r a t e I n c（グレート インク）」が法人格を有した法人ということで、運営方針等の考え方が引き継がれているものでございます。

運営方針、経費削減の取り組み、利用者や収益の増加を図る取り組みにつきましては、記載のとおりでございまして、当初、団体の方で御提案いただいた内容と同様でございます。

利用者への安全で栄養のある食事提供は可能であるというところを判断したところと、必要な人員の確保につきましては、現団体の従業員を引き続き雇用する予定でございまして、現時点において必要な人員を確保されております。

また、利用者サービスなど、順調に運営されているというところを確認してございますので、新法人に移行しても問題はないと判断したところでございます。

以上のことから、指定管理を行う能力を有すると認められますので、候補者にすべきものと判断したところでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま、提案理由並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 2 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 2 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 8 議案第 3 号「令和 7 年度下川町一般会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 議案第 3 号 令和 7 年度下川町一般会計補正予算（第 1 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 7 年度一般会計の第 1 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 819 万 6,000 円を追加し、総額を 60 億 7,419 万 6,000 円とするものであります。

今回の補正の要因につきましては、補助採択によるものでありまして、総務費の戸籍等証明・国民年金手続事務において、総合窓口における行政手続の負担軽減を図るため、申請書作成支援システムの整備等に係る経費を計上しております。

なお、これらの財源としまして、国庫支出金及び繰入金を計上しております。

以上申し上げます。提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしく願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） 山本総務企画課長。

○総務企画課長（山本敏夫君） 議案第 3 号説明資料に基づきまして、説明をさせていただきます。

一般会計の補正予算でございますけども、補正の要因につきましては、補助採択による補正でございます。

歳出の補正内容、総務費でございます。戸籍等証明・国民年金手続事務でございます、819 万 6,000 円でございます。総合窓口における行政手続の負担軽減を図るため、マイナンバーカードなどに格納されている情報を活用し、複数の申請書に自動印刷するなど、システム整備などに係る経費を増額するものでございまして、申請書作成支援システム整備事業委託料でございます。具体的には、転入出、死亡手続等の申請書類等につきましては多くございまして、何枚も申請書に必要な事項を記載する負担がございます。特にですね、高齢等による文字を書くことが困難な町民も増加傾向にございますことから、マイナンバーカード及び運転免許証に格納されている 4 情報を読み込みまして、

申請書等に記載する負担の軽減を図るものでございます。そういったものの住民サービスの向上を図るというところでございます。

歳入でございます。国庫支出金でございます。新しい地方経済・生活環境創生交付金 409 万 8,000 円でございます。デジタル実装型として、申請書作成支援システム整備事業に伴う増額、2 分の 1 の補助でございまして、残りにつきましては財政調整積立基金繰入金 409 万 8,000 円で、財源調整に伴う増額をさせていただいております。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（我孫子洋昌君） ただいま、提案理由並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2 番 奥崎裕子 議員。

○2 番（奥崎裕子君） ただいま説明にありました、申請書作成支援システム整備事業ということなんですけど、これは実際窓口で使われ始めるのは…いつぐらいというめどはあるのでしょうか。

○議長（我孫子洋昌君） 答弁を求めます。

齋藤町民生活課長。

○町民生活課長（齋藤英夫君） 御質問にお答えいたします。今回の議会終了後…予算が認められた場合におきまして、プロポーザルで納入者を決定するわけですが、スケジュール的には、導入は 2 月頃を予定してございます。その間ですね、それぞれのシステムの調整等々かかるものですから、期間を約 1 年間要しまして事業を進めてまいりたいというふうに現在は考えているところです。以上です。

○議長（我孫子洋昌君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（我孫子洋昌君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 3 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（我孫子洋昌君） 全員起立です。

したがって、議案第 3 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 9 報告第 1 号「専決処分（第 4 号）の報告について」を議題といたします。

本案について、報告を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 報告第 1 号 専決処分（第 4 号）の報告について、御報告を申し上げます。

本案は、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、3 月 10 日に発生した水道管亀裂による漏水事故の復旧のため、追加補正が必要となりましたので、令和 6 年度下川町簡易水道事業会計補正予算（第 5 号）について、専決処分を行ったものであります。

補正の概要を申し上げますと、収益的支出において 534 万円を追加し、総額を 1 億 9,087 万 2,000 円とするものでありまして、水道管の修理に係る経費のほか、応急給水活動に係る費用負担分などを計上しております。

以上申し上げます、専決処分の報告といたします。

○議長（我孫子洋昌君） 以上で、報告第 1 号を終わります。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 10 報告第 2 号「専決処分（第 5 号）の報告について」、及び日程第 11 報告第 3 号「専決処分（第 6 号）の報告について」を一括議題といたします。

本案について、報告を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 報告第 2 号 専決処分（第 5 号）の報告について、及び報告第 3 号 専決処分（第 6 号）の報告については、関連がございますので一括して報告を申し上げます。

本案は、国の令和 7 年度税制改正の大綱に基づき、地方税法等の関係法令の改正がなされ、改正を必要とする「下川町税条例の一部を改正する条例」及び「下川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」について、令和 7 年 3 月 31 日をもって専決処分としたものであります。

税条例等の主な改正の内容を申し上げますと、個人住民税で所得控除の「特定親族特

別控除」の創設、軽自動車税で種別割の税率区分の見直し、町たばこ税で加熱式たばこに係る課税標準の特例などについて、改正を行うものであります。

また、国民健康保険税条例の主な改正の内容につきましては、基礎課税額等の課税限度額の引き上げについて、改正を行うものであります。

以上申し上げまして、専決処分（第5号）及び専決処分（第6号）の報告といたします。なお、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（我孫子洋昌君） 齋藤町民生活課長。

○町民生活課長（齋藤英夫君） それでは私の方から、報告第2号説明資料に基づきまして、御説明を申し上げます。

今回の税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律に伴う改正でございます。

主な内容といたしましては、個人住民税におきましては、所得控除の「特定親族特別控除」の創設ということで、特定親族特別控除…19歳以上23歳未満の親族等で合計所得金額が58万円を超え123万円以下の者がいる場合、扶養者の所得から段階的に控除を行うものでございます。

下記のとおり表を掲示してございますが、こちらは個人住民税におきまして、合計所得金額58万円超から123万円以下のものについて、それぞれ掲載されている控除額が控除されるといったものになります。こちらですね、今回、合計所得金額で掲載させていただいておりますが、収入金額で申し上げますと、それぞれの合計所得金額に65万円をプラスしていただければ、収入金額と理解していただけるものというふうに思います。

次に、軽自動車税につきましては、種別割の税率区分の見直しでございまして、二輪の原動機付自転車のうち、総排気量が125cc以下、かつ最高出力が4.0kw以下のものに係る軽自動車種別割の税率を2,000円とする規定を新設したものでございます。

こちらにつきましては、施行日が令和7年4月1日となっております。

すみません…個人住民税の方に…私ちょっと漏れてしまったんですけども…こちらにつきましては、施行日については、令和8年1月1日になってございます。

次に、町たばこ税でございますが、次ページになります。加熱式たばこに係る課税標準の特例ということで、加熱式たばこの重量のみを基準に換算し、一定の重量以下のものは1本をもって葉巻たばこ1本に換算する方式（新換算方式）を追加するものでございます。

現行の加熱式たばこの課税方法につきましては、加熱式たばこの重量や価格を紙巻たばこ1本あたりに換算して算定する方式のみでございますが、今回の改正で一定の重量以下のものは1本をもって葉巻たばこ1本に換算するというので、上記に示されている特例基準を追加して計算するものでございます。

このたばこ税につきましては、令和8年4月1日から令和8年9月30日まで激変緩和措置といたしまして、現行の換算方式と新換算方式を両建てする方式を採用しまし

て、令和 8 年 10 月 1 日より、新換算方式一本に移行をしていく予定でございます。

こちらの施行日につきましては、令和 8 年 4 月 1 日となっております。

続きまして、国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。こちらにつきましては、報告第 3 号説明資料に基づきまして、御説明を申し上げます。

国民健康保険税条例につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令（令和 7 年政令第 119 号）に伴う改正でございます。

改正内容といたしましては、まず、保険税の賦課限度額の引き上げということで、現行、基礎課税額につきましては 65 万円でございますが、改正後は 66 万円。

後期高齢者支援金等課税額につきましては、現行 24 万円のところを 26 万円に改正するものでございます。

次に、低所得者に対する保険税の軽減措置に係る所得判定基準の改正でございますが、こちらにつきましては、5 割軽減の対象世帯につきましては、現行 29 万 5,000 円でございますが、改正後は 30 万 5,000 円、2 割軽減の対象世帯につきましては、54 万 5,000 円から 56 万円へ改正するものでございます。

以上でございます。

○議長（我孫子洋昌君） 以上で、報告第 2 号及び報告第 3 号を終わります。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第 12 報告第 4 号「環境保全の状況と施策について」を議題といたします。

本案について、報告を求めます。

町長。

○町長（田村泰司君） 令和 6 年度の環境保全の状況と施策について、御報告申し上げます。

はじめに、「地球温暖化関係」につきましては、本町の総体面積の約 9 割を占めている森林は、人工林の適正な管理によって、二酸化炭素の吸収源として温室効果ガス削減に大きく貢献していることから、これまで取り組んできた循環型森林経営を基盤とする持続可能な森林づくりを継続し、二酸化炭素を持続的に吸収固定できる森林資源管理に努めてまいります。

また、省エネルギー対策の推進とともに、地域資源である森林バイオマスを中心とした再生可能エネルギーの利用により、今後も二酸化炭素の排出削減に向けた取り組みを推進してまいります。

次に、「水質汚濁関係」であります。本町を流れる各河川について、環境基本法に基づき、生活環境の保全に関する環境基準項目に関し、水質調査を実施しております。

今後も継続して状況等の把握に努め、水質汚濁の防止に努めてまいります。

「大気汚染関係」「騒音・振動関係」につきましては、特に問題は発生しておりませんが、各種調査による状況把握と監視・指導などにより、町民の快適な生活環境の確保に努めてまいります。

なお、本件につきましては、3 月 28 日に開催した環境保全対策審議会に諮り、御意見

を伺っているところであります。

最後になりますが、本町では、町民の皆さまをはじめ、関係団体などの御協力を頂き、様々な環境保全活動が実施されており、今後も町民、事業者、行政が一体として環境保全に努めてまいります。

以上申し上げまして、環境保全の状況と施策についての報告とさせていただきます。

○議長（我孫子洋昌君） 以上で、報告第4号を終わります。

○議長（我孫子洋昌君） 日程第13 「議員の派遣について」を議題といたします。
お諮りします。

本町の重要懸案事項の要請、並びに各種研修会等への出席のため、令和7年5月1日から令和8年4月30日までの間において、道内、道外の関係機関に議員を派遣することにしたいと思います。

これを承認することに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（我孫子洋昌君） 異議なしと認めます。

したがって、令和7年5月1日から令和8年4月30日までの間、議員の派遣について承認されました。

○議長（我孫子洋昌君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和7年下川町議会定例会5月臨時会議を閉会いたします。

午前10時48分 閉会

○議長（我孫子洋昌君） 町長から申し出により、挨拶があります。

○町長（田村泰司君） 臨時会議の閉会に当たりまして、御挨拶申し上げます。

議員各位には、今臨時会議におきまして、大変御多用の中、全員の出席を賜り、提案させていただいた案件をお認めいただいたことに深く感謝を申し上げます。お認めいただきました議案について、適正に執行できるよう努めてまいります。

行政報告でも述べさせていただきましたけれども、3月10日に発生した水道管亀裂による断水につきましては、町民の皆さまに多大なる御心配、御迷惑をお掛けしたことに、改めて深くお詫びを申し上げます。

今後このようなことが起こらぬよう、水道施設の計画的な更新等を進め、今回の事案を教訓に、安全で安心な水道水の供給に取り組んでまいりたいと思っております。

また、あけぼの園等の公文書漏えいにつきましては、介護サービスの信頼を損なう重大な問題であり、施設利用者並びに利用者家族、それから町民の皆さまに多大なる御心

配をお掛けしましたことに、深くお詫びを申し上げます。

現在のところ、二次被害等はありませんが、二度とこのような事故のないよう、今後とも再発防止と信頼回復に努めてまいりますので、御理解をお願い申し上げます。

さて、今日 5 月 1 日は、私にとっても…任期の折り返し…3 年目に入ということで、今後とも町民の環をもって、ふるさと下川町のまちづくりを進めてまいりたいと、改めて決意したところでございますので、議員各位、町民の皆さまにおかれましては、引き続き御指導、御支援いただきますようお願い申し上げます。

本日は、誠にありがとうございました。

○議長（我孫子洋昌君） 本日は、以上をもって散会とします。お疲れさまでした。